

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅の断熱リフォーム支援事業) 交付規程

令和6年3月14日 北環財第128号
公益財団法人北海道環境財団 制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)交付要綱(令和3年4月1日付け、環地温発第21033025号。以下「交付要綱」という。)及び既存住宅の断熱リフォーム支援事業実施要領(令和3年4月1日付け環地温発第21033025号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、交付要綱第14条の規定に基づき、公益財団法人北海道環境財団(以下「財団」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 財団は、補助金の趣旨に則り、住宅の低炭素化及び低炭素性能に優れた素材の普及の促進を目的として、高性能建材による住宅(戸建・集合)の断熱リフォーム、断熱リフォームを実施した戸建住宅に家庭用蓄電システム、家庭用蓄熱設備又は電気自動車の充電設備の導入、断熱リフォームを実施した戸建又は集合住宅に熱交換型換気設備等の導入を行う事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として財団が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、様式第1交付申請書(別紙1)「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

(変更申請)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 財団は、第4条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更である場合を除く。なお、補助金の額の変更を伴う場合は、第5条に定める手続によるものとする。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。
- 八 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

九 財団は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

十 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は財団が別に定める期日のいずれか早い日までに様式第8による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときに、財団より様式第9による年度終了実績報告書の提出を求められた場合は、財団が定める期日までに提出しなければならない。

（補助事業の承継）

第10条 財団は、補助事業者について事業の期間中に、相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（補助金の額の確定等）

第11条 財団は、第9条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第11による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による精算払請求書を財団に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 財団は、第7条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程又は法令等若しくは本規程に基づく財団の処分若しくは指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

五 補助事業者が、様式第1交付申請書（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

2 財団は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を請求するものとする。

3 財団は、前項の返還を請求する場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて徴するものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還期限は、返還の請求がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(加算金の計算)

第14条 財団は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第15条 財団は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第13による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第9条第1項に定める完了実績報告書に添付して提出するものとする。ただし、財団が別に定める規定に該当する場合は、この限りでない。

3 財団は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができるものとする。

4 財団は、前項の補助金の返還について、期限を設けて返還の請求を行い、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(財産処分の制限等)

第17条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

2 取得財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、財団が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

4 財団は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

5 前条第3項の規定は、第4項の承認をする場合において準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

7 補助事業者は、第2項で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受けたものは、当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

(補助事業の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(電磁的方法による申請)

第19条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく変更交付の申請、第7条第三号の規定に基づく計画変更の申請、第7条第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第7条第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第7条第六号の規定に基づく状況報告、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第12条第2項の規定に基づく支払請求、又は第17条の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて財団が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うこととする。

2 財団は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

3 補助事業者が、やむを得ない事情により電磁的方法による申請ができないときは、第1項の規定にかかわらず、財団は、財団が定める方法により手続きを求めることとする。

(秘密の保持)

第20条 財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第21条 補助事業者は、様式第1交付申請書（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年3月14日から施行する。

(別表) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)

補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の区分	内容	補助率及び補助金の上限額
既存戸建住宅への 高性能建材の導入 (ガラス・窓・断熱材)	補助事業の実施に必要な 材料の購入に要する経費 および工事に要する経費	補助対象経費の1/3 又は 戸建住宅1戸当たり：120万円 のいずれか低い額を上限とする。 算出された額に1,000円未満の端数が生 じた場合には、これを切り捨てるものとする。
既存集合住宅への 高性能建材等の導入 (ガラス・窓・断熱材・ 共用部LED照明器具※)	補助事業の実施に必要な 材料の購入に要する経費 および工事に要する経費	補助対象経費の1/3 又は 集合住宅1戸ごとに：15万円 のいずれか低い額を上限とする。 算出された額に1,000円未満の端数が生 じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ただし、玄関ドアの改修をあわせて実施する 場合には、上記にかかわらず算出された額が 20万円を超える場合に1戸当たり20万 円とする。
家庭用太陽光発電設備を有す る既存戸建住宅への高性能建 材導入を行う事業と同時に 家庭用蓄電システムの導入	家庭用蓄電システムの購 入経費	20万円又は補助対象経費の1/3のいづれ か低い額を上限とする。 算出された額に1,000円未満の端数が生 じた場合には、これを切り捨てるものとする。
家庭用太陽光発電設備を有す る既存戸建住宅への高性能建 材導入を行う事業と同時に 家庭用蓄熱設備の導入	家庭用蓄熱設備の購入経 費および設置に必要な工 事に要する経費	20万円又は補助対象経費の1/3のいづれ か低い額を上限とする。 算出された額に1,000円未満の端数が生 じた場合には、これを切り捨てるものとする。
既存戸建又は集合住宅への高 性能建材導入を行う事業と同 時に 熱交換型換気設備等の導 入	熱交換型換気設備等の購 入経費	5万円又は補助対象経費の1/3のいずれか 低い額を上限とする。 算出された額に1,000円未満の端数が生 じた場合には、これを切り捨てるものとする。
既存戸建住宅への高性能 建材導入を行う事業と 同時に 電気自動車の 充電設備の導入	電気自動車の充電設備の 購入経費	5万円又は補助対象経費の1/3のいずれか 低い額を上限とする。 算出された額に1,000円未満の端数が生 じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※ 共用部LED照明器具は集合住宅(全体)に限る。